

施設園芸等で燃料価格高騰に対する支援を受けたい

事業名	施設園芸等燃料価格高騰対策
分類	【価格高騰対策】【水田・畑作、園芸】
事業要旨	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸や茶等の産地に対して、燃料価格高騰時に農業者と国の拠出による補填金を交付するセーフティネットの構築を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 ・事業主体：日本施設園芸協会 ・支援対象者：農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、茨城県茶生産者組合連合会、その他農業者の組織する団体 ・県窓口団体(事業実施者)：茨城県農業再生協議会、全国茶生産団体連合会 〔事業内容〕 セーフティネットの構築支援 農業者と国の拠出により、燃料需要期(原則：11～4月、茶：4月～10月)に施設園芸用燃料(A重油・灯油・LPガス・LNG)価格が一定基準以上(原則：令和7事業年度発動基準価格 94.1 円/ℓ(A重油各月全国平均価格)に上昇した場合に、補填金を交付するセーフティネットの構築(農業者：国＝1：1 の拠出により積立をする)を支援します。 〔補助要件〕 ・農産局長が別に定める省エネルギー等対策推進計画が策定されていること。 (10a 当たり燃料使用量を 15%以上削減する、生産物 1 トン当たりの燃料使用量を 15%以上削減する、又は民間の金融商品等を利用して燃料コストの変動を抑制すること。2 期目以降に継続して取り組む場合は、10a 当たり計 30%以上の燃料使用量削減目標を策定する)。 ・受益農家及び事業参加者が 3 戸以上又は農業従事者が 5 名以上であること。 ・農産局が別に定める要件及び基準を満たしていること。 〔対象油種：A 重油、灯油、LP ガス、LNG〕 令和 7 事業年度セーフティネット補填金(単価は A 重油の場合) ・農家積立単価：基準価格 94.1 円に対し、 115%(14.1 円/ℓ)、130%(28.2 円/ℓ)、150%(47.1 円/ℓ)、 170%(65.9 円/ℓ)の 4 コースから選択 ×燃料購入予定数量×1/2 ・発動基準価格(原則：94.1 円/ℓ月別全国平均価格：コース関係なく同一単価)を超えた場合の燃料価格差を補填 〔補助限度額・補助率〕 ・補填金単価：当該月の A 重油全国平均価格－発動基準価格(原則：94.1 円/ℓ) ・補填金＝補填金単価×当該月燃料使用量×補填割合 (70～100%) (総限度額は農家積立額の 2 倍まで) ※補填割合は特例の適用により変動 〔問合せ先〕 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954

露地野菜産地で差別化商品づくり等の所得向上の取組への支援を受けたい

事業名	露地野菜産地イノベーション推進事業
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【輸出・販路拡大】
事業要旨	実需者や消費者から選ばれる産地になるよう、差別化商品づくりや需要がある品目への転換、出荷予測システムの導入等、産地の革新的な取組を支援する。
事業概要	〔事業主体〕 農業者が組織する団体等 〔事業内容〕 マーケットインの視点による農林水産物の品質・価値の向上を図るとともに、市場セグメントごとに他産地には真似できない「強み」を確立し、実需者や消費者に選ばれる産地づくりに必要な、差別化商品・加工品等の開発、需要がある品目への転換、認証 GAP の取得、商談会への参加等を通じた販路開拓、出荷予測システムの導入など、これらの取組に必要な機械導入や施設整備を行う。 〔補助要件等〕 (1) 事業申請時点で、れんこん、はくさい、キャベツ、レタスを生産、出荷又は販売している産地であること。 (2) 知事が別に定める応募要件を満たしていること。 (3) 実需者や消費者から選ばれる産地づくりのための事業実施主体、企業、大学、行政機関等による連携推進組織を設置すること。 〔対象経費〕 (ソフト事業) 専門家等謝金、市場調査等旅費、借上料、資材等購入費、商品 P R 等印刷製本費、通信運搬費、デザイン等委託料、分析・イベント出展等手数料、専門家等賃金 (ハード事業) 施設・機械整備費（リース導入も可、但し本体価格のみを対象） 〔補助限度額・補助率〕 (補助限度額) 1 事業実施主体あたり 1,000 万円とする。 ただし、ソフト事業のみ実施する場合にあっては、補助上限額の目安を 500 万円とする。 (補助率) ソフト事業：定額、ハード事業：1/2 以内 〔問合せ先〕 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9174 〕 産地振興課 露地野菜 G：029-301-3950

国内外の需要に対応するため枝物の生産体制を強化したい

事業名	いばらきの枝物トップランナー産地拡大事業（県単）
分類	【水田・畑作、園芸】
事業要旨	国内外の旺盛なハナモモを中心とした枝物需要に対応するため、生産農地の拡大や、機械類の導入による生産体制の強化に取り組み、全国をリードする枝物トップランナー産地の拡大を目指します。
事業概要	〔事業主体〕 農業者、新規就農者、農業者の組織する団体等 〔事業内容〕 1 荒廃農地等の再生による農地の拡大 （1）荒廃農地等を枝物生産に適した圃場へ整備することによる生産農地の拡大 （2）生産力の低下した圃場の改植促進による生産力の維持・強化 2 規模拡大に伴い増加する労力の削減に向けた機械類の導入（乗用草刈機等） 〔補助率・限度額〕 1 荒廃農地等の再生による農地の拡大 補助率 1/2 以内（上限 1a あたり 2 万円） 2 技術的課題の解決による生産体制の強化（機械類の導入関連） 補助率 1/2 以内（上限 1,500 千円） 〔問合せ先〕 産地振興課 施設野菜・果樹花き G TEL：029-301-3954

果樹園の新植・改植をしたい

事業名	果樹経営支援対策事業、果樹先導的取組支援事業、果樹未収益期間支援事業															
分類	【水田・畑作、園芸】															
事業要旨	果樹産地構造改革計画を策定している産地の担い手が、優良品目・品種への転換、省力樹形の導入を行う場合に支援が受けられます。 また、果樹経営支援対策事業により、一定面積の改植または新植を実施した場合に発生する未収益期間に対して支援が受けられます。															
事業概要	【事業実施者】 公益社団法人茨城県農林振興公社 【支援対象者】 果樹産地構造改革計画に担い手として定められた農業者等 【事業内容・補助率等】 1 果樹経営支援対策事業（整備事業） 果樹産地構造改革計画に基づき、担い手が優良品目・品種への転換を行う場合に、定額または事業費の 1/2 以内で補助します。同一品種への改植は省力樹形等の導入が条件です。 ○改植・新植支援（内容、補助額は一例） <table><tr><td></td><td>内容</td><td>改植（新植）補助額</td></tr><tr><td rowspan="2">慣行樹形</td><td>りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹</td><td>17（15）万円/10a</td></tr><tr><td>りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培</td><td>33（32）万円/10a</td></tr><tr><td rowspan="3">省力樹形</td><td>りんごの高密度植低樹高（新わい化）栽培</td><td>53（52）万円/10a</td></tr><tr><td>なし、かき等のジョイント栽培</td><td>33（32）万円/10a</td></tr><tr><td>なし、かき等のV字ジョイント栽培</td><td>73（71）万円/10a</td></tr></table> ○実施面積要件 地続きで概ね 2a 以上 2 果樹先導的取組支援事業 果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や消費者ニーズに対応した優良品目・品種への改植・新植及び未収益期間の幼木管理、小規模園地整備、病害の低減に資する雨よけ設備の設置、高温対策資機材の導入、高品質果実の生産を維持するための技術や資材の大規模実証等を実施する場合に、定額または事業費の 1/2 以内で補助します。 3 果樹未収益期間支援事業 1 の果樹経営支援対策事業により、優良品目・品種への改植・新植を一定面積以上実施した場合に発生する未収益期間に対して助成します。 ○面積単価（5.5 万円/10a）×支援年数（改植の翌年から 4 年分）＝22 万円/10a ○初年度に一括して定額交付 ○実施面積要件 支援対象者が同一年度内に概ね 2 a 以上改植等を実施した場合 【問合せ先】 （公社）茨城県農林振興公社 園芸振興部 TEL：029-222-8511 産地振興課 施設野菜・果樹花き G TEL：029-301-3954		内容	改植（新植）補助額	慣行樹形	りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹	17（15）万円/10a	りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33（32）万円/10a	省力樹形	りんごの高密度植低樹高（新わい化）栽培	53（52）万円/10a	なし、かき等のジョイント栽培	33（32）万円/10a	なし、かき等のV字ジョイント栽培	73（71）万円/10a
	内容	改植（新植）補助額														
慣行樹形	りんご、なし、ぶどう等の主要落葉果樹	17（15）万円/10a														
	りんごわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33（32）万円/10a														
省力樹形	りんごの高密度植低樹高（新わい化）栽培	53（52）万円/10a														
	なし、かき等のジョイント栽培	33（32）万円/10a														
	なし、かき等のV字ジョイント栽培	73（71）万円/10a														

花きの生産、流通、需要の拡大に係る課題を一体的に解決したい

事業名	ジャパンフラワー強化プロジェクト推進事業
分類	【水田・畑作、園芸】
事業要旨	物流の 2024 年問題に対応した花き流通の効率化や高度化、産地の課題解決に必要な技術導入を支援するとともに、減少傾向にある花き需要の回復に向けて、需要拡大が見込まれる品目等への転換、新たな需要開拓、花き利用の拡大に向けた PR 活動等の前向きな取組を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 いばらきの花振興協議会が設定した成果目標の達成に必要と認められる団体等 〔補助率〕 定額 〔事業内容〕 県産花きの生産、流通、需要の拡大の課題解決に必要な取組を支援します。 1 花き流通の効率化の取組 受発注データのデジタル化、流通の効率化・高度化に資する検討や技術実証等 2 生産技術の高度化・産地体制の強化等の取組 生産性向上、低コスト化など花き産地の課題解決に資する検討や実証、産地体制の強化に資する研修会開催等 3 需要の変化に対応した品目等の転換の取組 需要が見込まれる品種等への転換に必要な需要調査、栽培技術実証、栽培マニュアル作成等 4 新たな需要開拓・消費拡大の取組 需要喚起のためのPR活動や新規購買層の獲得に向けた販路開拓、花き利用の拡大に資する体験活動等 〔問合せ先〕 産地振興課 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954

メロンのハウスに環境測定器を導入してスマート農業に取り組みたい

事業名	いばらき高品質メロン創出事業のうち環境測定器導入支援事業（県単）
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】
事業要旨	メロン類のハウス内に環境測定器を導入し、測定した環境データを活用することで、生産性及び収益性の向上を目指します。
事業概要	【事業主体】 農協、農業法人、認定農業者等 【事業内容】 メロン類を栽培するハウス内へのモニタリング機器及びセンサー※、モニタリング機器の稼働に必要なソーラーパネル等の導入を支援 （※蓄積したデータをタブレットやスマートフォン等で閲覧できるクラウド型に限る） 【補助要件等】 ①事業主体が県内でメロン類の栽培を行う者であること ②販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて現状より３％以上の向上が見込まれること 【対象経費】 ・ハウスでのモニタリングに必要な機器及びセンサー※ （※蓄積したデータをタブレットやスマートフォン等で閲覧できるクラウド型に限る） ・ハウスでのモニタリング機器の稼働に必要なソーラーパネル等 【補助率等】 対象経費の１／２以内 【問合せ先】 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：０２９４－８０－３３０３、県央：０２９－２２１－３０３４、鹿行：０２９１－３３－４１１７、 県南：０２９－８２２－７０８６、県西：０２９６－２４－９１６９ 〕 産地振興課 施設野菜・果樹花きＧ TEL：０２９－３０１－３９５４

団地化を通じた麦・大豆産地の生産体制を強化したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業費（茨城県麦・大豆生産技術向上事業）
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】
事業要旨	産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援することにより国内における麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進します。
事業概要	〔対象団体〕 市町村、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等（受益農業従事者が5名以上） 〔採択要件等〕 ・麦・大豆国産化プランが策定されていること。 ・生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。 ・事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結び付く内容であること。 〔対象事業・対象経費〕 1 生産性向上の推進 2 新たな営農技術等の導入 3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等 4 市町村による生産性向上の取組 〔補助率・補助限度額〕 1 生産性向上の推進 定額（50ha未満：1,000千円、50ha以上150ha未満：2,000千円、150ha以上：3,000千円） 2 新たな営農技術等の導入：定額（合計10,000円/10a以内、大豆極多収品種の種子に係る取組に当たっては、20,000/10a以内） 3 機械・施設の導入等：1/2以内（50万円以上5,000万円未満） 4 推進事務費：1/2以内（(2)の事業費の10%以内） 〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 〕

老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を進めたい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業（いばらき共同利用施設再編集約・合理化支援事業）
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】
事業要旨	生産性や収益力を向上する等の農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化の促進を図る取組を支援します。
事業概要	〔事業主体〕 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農業者の組織する団体等 〔補助対象経費〕 老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設等の再編集約・合理化にかかる経費 〔補助率〕 1 共同利用施設の再編集約・合理化 1/2 以内 2 ブランド化・差別化のさらなる加速化 上記1の取組に対し、県0.5/10、国0.5/10以内 〔補助限度額〕 1年度あたり20億円（整備する施設等により異なる） 〔補助要件〕 ・成果目標の基準を満たしていること ・面積要件を満たしていること ・「再編集約・合理化計画（最大3年間）」を作成していること ・修繕・更新に係る積立計画を提出すること ・受益農業従事者（農業の常時従事者）5名以上 ・産地基幹施設を整備するにあたっては、原則として総事業費が5千万円以上等 〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950

環境にやさしい栽培技術と省力化技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」に取り組みたい

事業名	茨城県グリーンな栽培体系加速化事業
分類	【水田・畑作、園芸】
事業要旨	「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。
事業概要	【事業主体】 産地の農業者や実需者、農業協同組合等の関係者が参画する協議会等 【事業内容】 1 グリーンな栽培体系の検討（必須） ・検討会の開催 ・グリーンな栽培体系の検証 ・グリーンな栽培マニュアルの作成、産地戦略の策定 ・情報発信 2 グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入（選択） グリーンな栽培体系の検証に必要な、環境負荷低減・省力化に資する機械の導入 3 消費者理解の醸成（選択） グリーンな栽培体系で生産する農産物の消費者理解の醸成に向けた取組 【対象経費】 ○グリーンな栽培体系の検証に必要な以下の経費 ・ほ場・機械等の借上費 ・資材等の購入費 ・土壌診断等の役務費 ○検討会の開催等に係る以下の経費 ・会場借料・旅費・講師謝金・通信運搬費 ・印刷製本費など ※対象にならない経費 汎用性の高い機械等の購入費、交付決定前の取組にかかる経費、新聞、TV等のマスメディアによる広告宣伝等 【補助限度額・補助率】 定額（機械導入は1/2以内、消費者理解の醸成は上限30万円（定額）） 【問合せ先】 農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931

有機農業による付加価値向上に取り組みたい

事業名	いばらき有機農業トップランナー事業 (いばらきオーガニックステップアップ事業)
分類	【水田・畑作、園芸】【機械・施設整備】【輸出・販路拡大】【環境保全型農業】
事業要旨	環境負荷を低減した持続的な営農であり、付加価値の高い農産物を生産する有機農業の取組を拡大するために、有機農業モデル団地の整備や市町村等が主体となる有機農業産地づくり、荒廃農地等を活用した生産環境整備やニーズに応じた新商品開発等を支援します。
事業概要	1 有機農業のモデル団地育成支援（県北・県央地域） 〔取組主体〕 農業者、農業者の組織する団体等 〔事業主体〕 市町村等 〔事業内容〕 県北・県央地域における大規模有機モデル団地の整備（5～10ha 規模）に必要なパイプハウス資材や農業機械のリース導入支援 等 〔補助要件〕 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件に準ずる。 ・面積要件等：露地野菜 10ha 以上、施設野菜 5 ha 以上等 （中山間地域等の生産支援事業のみの場合 5 戸以上の農業者の参加又は取組面積 1ha 以上） （機械のリース導入は本体価格が 50 万円以上であること） 〔対象経費〕 パイプハウスの資材購入、農業機械のリース導入 等 〔補助率等〕 いばらきの産地パワーアップ支援事業：5/10 以内 上記事業への上乗せ補助：2/10 以内 2 地域における有機農業産地づくり支援 〔事業主体〕 市町村等 〔事業内容〕 市町村が主導する、生産から消費まで地域の多様な関係者ととともに取り組む有機農業産地（オーガニックビレッジ）づくりを支援 〔補助要件〕 有機農業実施計画の策定、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」への加盟 等 〔対象経費〕 備品費、調査等旅費、研修等参加費、有機 J A S 認証取得費用、謝金 等 〔補助率等〕 定額（取組年度毎に上限設定あり、機械リース費に係る経費のみ 1/2 助成） 3 荒廃農地等集約・環境整備支援 （1）荒廃農地等の再生（障害物除去・整備・土作り）支援 〔事業主体〕 荒廃農地を再生し有機農業を実践する認定農業者等 〔事業内容〕 荒廃農地の再生に関する取組（刈払い、抜根等）を支援 〔補助率等〕 1/2 以内（上限 100 千円/10 a、但し抜根有の場合上限 250 千円/10a） ※ 1 ha 以上再生する場合補助率 2/3 以内（上限 150 千円/10 a、同上限 350 千円/10a） （2）農地貸付協力金 〔事業主体〕 有機農業を実践する認定農業者等に農地を貸し出す地権者等 〔事業内容〕 有機農業の規模拡大に必要な農地を貸付ける者に対し、協力金を交付 〔補助率等〕 定額（15 千円/10a、但し、1ha 以上 20 千円/10a） （3）有機農業転換ほ場の環境整備支援 〔事業主体〕 市町村等 〔事業内容〕 国際水準の有機農業転換に必要な生産資材等のかかり増し経費を支援 〔補助率等〕 定額（20 千円/10a）

4 有機農産物の供給能力向上支援

〔取組主体〕市町村協議会、農協、営農集団などの農業団体及び農業法人、農業者等

〔事業主体〕市町村等

〔事業内容〕事業実施期間中に有機 JAS 認証を新規取得する意向のある者及び認証の拡大取得の意向のある者の認証取得に係る経費を支援

〔補助要件〕有機 JAS 認証面積が 30a 以上となること等

〔対象経費〕①有機 JAS 講習会受講に係る経費、②有機 JAS 認証費用に係る経費

〔補助率等〕定額①上限 10 千円、②上限 140 千円

※別事業において、有機 JAS 認証農産物の生産拡大に向けた機械等の導入支援あり。
(儲かる産地支援事業参照)

5 有機農産物新商品開発チャレンジ支援

〔事業主体〕認定農業者等

〔事業内容〕原則、有機 JAS 認証を新規取得する意向のある者及び認証の拡大取得の意向のある者が行う新規作物（果物等）栽培や商品加工、販路開拓等への新規取組を支援

〔補助率等〕1/2（補助上限 1,600 千円）

6 土づくりの推進支援※1

〔取組主体〕農業者、農業者の組織する団体、民間事業者

〔事業主体〕市町村等

〔事業内容〕地力の向上を目的として、堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組支援

〔補助要件〕県が策定した実施方針に基づいた事業計画、成果目標の設定及び地域の産地パワーアップ計画に位置付けられた目標の達成

〔対象経費〕堆肥等の購入・施用等に要する経費、実証前後の土壌分析、堆肥散布機械のリース導入等

〔補助率等〕定額。堆肥等の実証的活用 30 千円/10a（ペレット堆肥 35 千円/10a）、機械のリース導入 1/2 以内

※1 原則、いばらきの産地パワーアップ支援事業の要件等に準ずる。

7 有機農産物等の生産拡大に向けた機械等の導入支援

「儲かる産地支援事業」（3）のメニュー参照（38 ページ）

〔問合せ先〕

最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課

〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、
県南：029-822-7086、県西：0296-24-9174（園芸）、0296-24-9162（農産） 〕
農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931